2　定義

(一)　この法律における「特定多国籍企業」の定義を、次の各号のいずれにも該当する法人とすることとした。(第二条第一項関係)

(1)　法人の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の国等に当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っていると認められるものとして主務省令で定める法人

(2)　高度な知識又は技術を有すると認められるものとして主務省令で定める法人

(二)　この法律における「国内関係会社」の定義を、特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社とすることとした。(第二条第二項関係)

(三)　この法律における「研究開発事業」の定義を、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究開発を行う事業等のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものとすることとした。(第二条第三項関係)

(四)　この法律における「統括事業」の定義を、二以上の法人(これらの法人の本店等が所在する国等の数が二以上であるものに限る。)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得すること等により、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものとすることとした。(第二条第四項関係)

(五)　この法律における「中小企業者」の定義をすることとした。(第二条第五項関係)

3　主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表することとした。(第三条関係)

4　我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行うため、当該研究開発事業又は統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業の当該研究開発事業又は統括事業に関する計画の認定及び変更等について規定することとした。(第四条～第七条関係)

5　外国為替及び外国貿易法の特例

外国投資家が認定事業計画に従って行う国内関係会社の株式等の取得について外国為替及び外国貿易法第二七条第一項の規定による届出をした場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「三〇日」とあるのは、「二週間」とすることとした。(第八条関係)

6　中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に規定する事業のほか、認定事業者である中小企業者が認定事業計画に従って事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け等を行うことができることとした。(第九条関係)

7　特許料等の特例

(一)　特許庁長官は、認定事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明について、第一年～第一〇年までの各年分の特許料を納付すべき者が一定の中小企業者であるときは、特許料を軽減すること等ができることとした。(第一〇条第一項関係)

(二)　特許庁長官は、認定事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が一定の中小企業者であるときは、納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減すること等ができることとした。(第一〇条第二項関係)

8　課税の特例

(一)　認定事業者が設立した国内関係会社の認定事業計画に従って行う事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。(第一一条第一項関係)

(二)　認定事業者が設立した国内関係会社の取締役等が、一定の外国法人から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式を取得した場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。(第一一条第二項関係)

9　雑則

国、地方公共団体等の責務、国の認定事業者に対する指導及び助言、主務大臣の報告徴収並びにこの法律における主務大臣等について所要の規定を設けることとした。(第一二条～第一五条関係)

10　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。(第一六条関係)

11　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二〇八号)(内閣府本府)

1　平成二四年六月八日から七月二三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(二)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(三)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(四)　熊本県阿蘇市の区域に係る激甚災害について

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第五十四号

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律

(裁判所法の一部改正)

第一条　裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なったとき」の下に「、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の一項を加える。

第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第二条　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「、この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「勘案し、」の下に「国民の信頼に足る」を加え、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の」を「、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十四号)の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な」に改める。